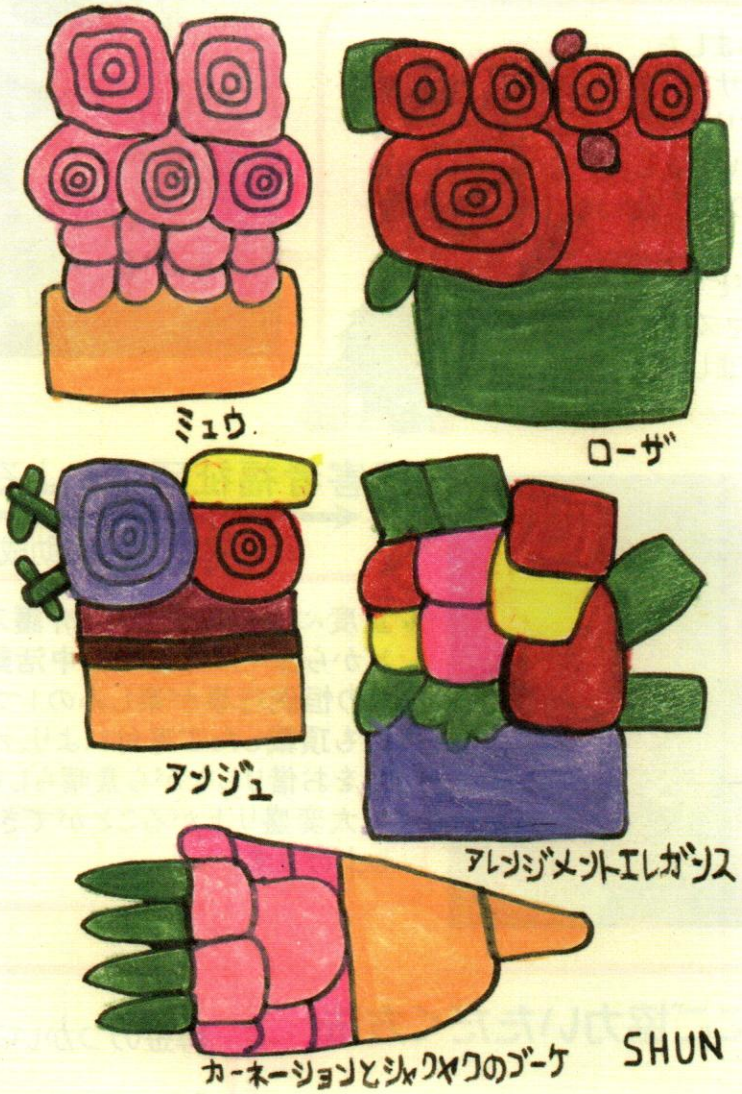
令和8年度

歳末たすけあい運動

つながり ささえあう
みんなの地域づくり



『カーネーションの絵』
加治屋 俊さん
（社会福祉法人九十九会 まあるい広場）

募金実施期間：12月1日～12月31日

今年も12月1日から歳末たすけあい運動がスタートします。
お寄せいただいた募金は、千葉市内の児童養護施設や障害者施設の年末年始行事、重度心身障害児への支援等に役立てられています（裏面もご覧ください）。
今年も皆様からの温かいご支援・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
千葉県共同募金会 千葉市支会事務局（千葉市社会福祉協議会内）
TEL：043-209-8868　FAX：043-312-2442
E-mail：sien@chiba-shakyo.jp



令和7年度の使いみちご紹介

歳末たすけあい募金は、市内で使われる募金です。

乳児院でのクリスマス会

助成先からいただいた声

クリスマスの絵本を読みました。
こどもたち一人ひとりにサンタクロースからクリスマスプレゼントを手渡しし、クリスマスメニューとケーキを食べてクリスマスをお祝いしました。
みんなでジングルベルの曲に合わせてダンスを踊りました。
ご寄付をいただきありがとうございました。
サンタさんからのクリスマスプレゼントに驚きながらもとても喜んでいました。





障害者福祉団体によるクリスマスイベント

助成先からいただいた声

重度心身障害児者は、介護スタッフの人手不足などから徐々に外出や日中活動が減少傾向にあり、この恒例行事が楽しみの1つとなっております。今回も頂戴したご寄付により、ボランティアの方々の力をお借りしながら素晴らしい演奏と楽しいゲームで大変盛り上がることができました。心より御礼申し上げます。





募金にご協力いただく方法

- 社会福祉協議会各区事務所にて、**現金での募金を受け付け**ています。
  （土日祝日・年末年始を除く 9:00～17:00）
- 郵便振替・銀行振込による募金をご希望の方は、手数料無料の**専用の振込用紙をお送りいたします。**
  事務局（TEL: 043-209-8868）までご連絡ください。

募金のつかいみちは
「赤い羽根データベース『はねっと』」で詳細をご確認いただけます。



千葉県共同募金会
マスコットキャラクター
「びわぴよ」

はねっと 千葉市 検索

歳末たすけあい募金の税制上優遇について

共同募金運動に対する寄付金は、税制上の優遇措置（寄付金控除）の対象となります。
個人の場合、所得税、または個人住民税の控除の対象となります。株式会社などの法人の寄付は、法人税の算出にあたり寄付額を「**全額損金**」とすることができます。
詳しくは「赤い羽根　税制優遇」で検索いただくか、事務局までご連絡ください。